

オープニングセッション

地域の幅広い連携による貧困問題への取組み
～みんなで創造する生活困窮者支援～

平成26年11月27日
明治学院大学 新保美香

1. ようこそ シンポジウムへ！

本日は、WAM助成シンポジウムにお越しいただきありがとうございました。

貧困問題は、ますます深刻さを増し、私たちが力をあわせて考えていかなければならない身近な課題となっています。

このシンポジウムでは、こうした状況の中、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行を見すえて、地域の多様な主体がそれぞれの役割を活かしながら連携し、課題解決を進め、地域の未来をつくっていくために何ができるかを、ご一緒に考えていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. とともに考えるために…

みなさまは、今日、どんな想いや期待を持って、このシンポジウムに参加されましたか？

近くの席の方とわかちあってみましょう！

3. 5分でわかる！生活困窮者自立支援法（制度）

① 生活困窮者自立支援法とは？

- 1) 平成25年12月に成立。平成27年4月より施行。
- 2) 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化をはかるため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業・住居確保給付金（必須事業）、就労準備支援事業・一時生活支援事業・家計相談支援事業（任意事業）、都道府県知事による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定を行うもの。
- 3) 全国の福祉事務所設置自治体（約900カ所）に、相談窓口を開設する。
「自立相談支援事業」では、「主任相談支援員」「相談支援員」「就労支援員」が支援を行う。

② 生活困窮者自立支援制度の理念

- 1) 制度の意義は「生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットを全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設する」こと。
- 2) 制度のめざす目標は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者を通じた地域づくり」。
- 3) 新しい生活困窮者支援のかたちは5つ。
「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」
「継続的な支援」「分権的・創造的な支援」

③ 生活困窮者自立支援制度の対象はだれ？

- 1) 経済的な困窮状態にある人・社会的孤立状態にある人
☞ 生活するのに困難な状態にある人
- 2) 制度の狭間で必要な支援を受けられない状態にある人

④ 生活困窮者自立支援制度実施への期待

制度の実施にあたり、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者を通じた地域づくり」の2つの目標が掲げられていることの意味はとても大きく深いです。

制度利用者に「生活困窮者」というラベルを付与せず、「地域で生活している一人のかけがえのない存在」として受けとめ、当事者を中心に、地域でよりよい生活ができるような支援やその仕組みを、地域住民を含めた官民のあらゆる団体・人々との協働により、共に創造していくことが期待されています。

私たちにできることを、
ともに見出していきましょう！